

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社3か月以内に本人都合による退社または本人の責に基づき解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。ただし、返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

就業開始日以降	返還率
1か月以内で退職した場合	全額返還
2か月以内で退職した場合	75%返還
3か月以内で退職した場合	50%返還
3か月超えの退職	返還なし

許可番号 43-ユ-300263

事業所の名称及び所在地 合同会社麻生福祉ジョブコーディネート事務所
熊本県上益城郡益城町惣領 1394 番地 1